# 第15回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る

# 審査会合

令和2年3月3日(火)

原子力規制委員会

## 第15回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合

#### 議事録

#### 1. 日時

令和2年3月3日(火)13:30~14:45

### 2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

#### 3. 出席者

#### 原子力規制委員会

山中 伸介 原子力規制委員会 委員

#### 原子力規制庁

山形 浩史 緊急事態対策監

田口 達也 安全規制管理官(実用炉審査担当)

藤森 昭裕 安全管理調查官

塚部 暢之 管理官補佐

池田 隆文 廃止措置専門官

立元 惠 保安規定二係長

#### 日本原子力発電株式会社(敦賀発電所)

山内 豊明 常務執行役員 廃止措置プロジェクト推進室長

中村 又司 廃止措置プロジェクト推進室敦賀廃止措置プロジェクト推進センター長

和田 弘 廃止措置プロジェクト推進室 プロジェクト管理グループマネージャー

大浦 廣貴 発電管理室 環境保安グループマネージャー

村松 航 廃止措置プロジェクト推進室 敦賀廃止措置プロジェクト推進センター

副主任

堀 一真 廃止措置プロジェクト推進室 敦賀廃止措置プロジェクト推進センター

担当

飯田 雅樹 発電管理室 環境保安グループ 副主任

武田 敏之 発電管理室 環境保安グループ 副主任

#### 日本原子力発電株式会社(東海発電所)

山内 豊明 常務執行役員 廃止措置プロジェクト推進室長

吉野 景三郎 廃止措置プロジェクト推進室 部長

和田 弘 廃止措置プロジェクト推進室 プロジェクト管理グループマネージャー

坪倉 秀樹 廃止措置プロジェクト推進室 廃止措置計画グループマネージャー

森 幸仁 開発計画室 土木グループマネージャー

大平 拓 発電管理室 プラント管理グループマネージャー

#### 4. 議題

- (1)日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請及 び敦賀発電所保安規定変更認可申請について
  - (2) 日本原子力発電株式会社東海発電所の廃止措置計画変更認可申請について

#### 5. 配付資料

- 資料1-1 敦賀発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請/原子炉施設保安規定変更 認可申請の概要及び適合性等について(審査会合指摘事項の回答)
- 資料1-2 添付資料 圧縮減容装置に係る廃止措置計画書への記載案及び運転炉実績 に倣った記載方法の比較表
- 資料1-3 参考資料 敦賀廃止措置計画変更の補正前後比較表
- 資料2 東海発電所 廃止措置計画変更認可申請の概要及び審査基準との適合性に ついて

#### 6. 議事録

〇山中委員 定刻になりましたので、これより第15回実用発電用原子炉施設の廃止措置計画に係る審査会合を始めます。

本日の議題は、日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請 及び敦賀発電所保安規定変更認可申請について、議題2、日本原子力発電株式会社東海発 電所の廃止措置計画変更認可申請についてです。

それでは、議事に入ります。

初めに、議題1、日本原子力発電株式会社敦賀発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請

及び敦賀発電所保安規定変更認可申請について、資料に基づき説明を始めてください。

〇日本原電(村松) 日本原子力発電、村松です。それでは、資料1-1を用いまして、敦 賀発電所1号炉廃止措置計画変更認可申請及び原子炉施設保安規定変更認可申請の概要及 び適合性等ということで、前回の審査会合の指摘事項の回答を中心に説明させていただき ます。

ページをめくっていただきまして、まず、前回の審査会合、1月14日の審査会合において、3つの指摘事項を頂いてございますので、それぞれについて説明いたします。

まず1つ目の指摘事項といたしまして、導入する圧縮減容装置について、原子炉運転中 における許可・工認レベルの記載を廃止措置計画に追記すること。という御指摘を頂いて ございます。

こちらについては、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条及び第9条別表 第2を参照して、許可・工認レベルの記載を廃止措置計画に追記することにいたします。

ただし、汚染拡大防止対策等の既に廃止措置計画に記載されているという事項について は、その記載を引用することとしております。

次のページ以降に、前回審査会合でお示しした変更案を左に、今回ご指摘を頂いて実際 廃止措置計画に記載する内容を右に示した比較表を示してございます。

実際に変更となりますのは、8ページ以降となります。

こちらですが、これまで、前回お示ししたものでは、4.2項の最後に、廃止措置期間中に新たに導入する設備を表5-1に示すという形で、圧縮減容装置の設備名称、概要、撤去時期というものを記載してございましたが、こちらの説明の充実を図りまして、4.2.2項として、廃止措置期間中に新たに導入する設備という項を立ち上げまして、それらの設備の全体的な説明事項、さらに9ページ以降になりますが、(1)として圧縮減容装置というような形で導入する個々の設備についての説明を入れ、さらに表5-4という形で要目表、めくった10ページに、圧縮減容装置の配置図、さらにめくっていただいて、圧縮減容装置の概略図面という形で記載してございます。

こちらの考え方についてですが、それについて求めたものが資料1-2になります。

こちらの比較表になりますが、炉規則の第3条、こちら設置許可についての要求事項と、 炉規則の第9条別表第2、工事計画の要求事項というところをまとめまして、それについて の記載案そしてその記載案に謳った考え方を記載しております。

最後に、参考としまして、現在の運転炉、東海第二の実績に倣った記載方法というとこ

ろを記載してございまして、現在の工認における実際に記載したものというところを、この別添の1から5というところで添付してございます。

炉規則の第3条、設置許可の申請の頃におきまして、圧縮減容装置に求められている事項ですけど、放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備、(3)固体廃棄物の排気設備、1.構造、2.廃棄物の処理能力というものが記載が求められてございます。

これに対する廃止措置計画への記載案が、雑固体廃棄物及び解体工事で発生する金属等の減容のため、圧縮減容装置を導入すると記載しまして、さらに要目表に、名称、種類、個数を記載してございます。

また、廃止措置中に導入する設備全体の説明としまして、導入にあたっては、5-1廃止措置の基本的方針に基づき適切な品証計画を計画のもとに保安管理を実施し、また、5-2安全確保対策に基づき、日本産業規格等の規格及び基準を準拠するとともに、放射性物質の拡散及び漏洩防止対策、被ばく低減対策、事故防止及び労働災害防止対策を講じるというふうに記載してございます。

こちらの記載に立った考え方になりますが、発電用原子炉の設置及び変更許可申請に係る運用ガイドにおきまして、固体廃棄物の廃棄施設については、構造、設備構成と機能、処理方法及び再発防止に係る設計上の考慮事項について記載するとされているので、設備構成等を要目表の形で記載してございます。

また、再発防止に係る設計上の考慮事項については、廃止措置計画の本文5-2に既に記載されてございますので、そちらを引用してございます。

最後に、炉規則の第3条(ii)にございます廃棄物の処理能力につきましてですが、こちらについては、ドラム缶等の固体廃棄物の貯蔵能力について期待するとされてございまして、今回導入を計画しております圧縮減容装置については、廃棄物を貯蔵するものではないため、記載不要としてございます。

その他、炉規則の第9条の別表第2についても同様の考え方で、必要な事項については記載する、ただし既に認可を頂いてございます廃止措置計画に記載されている部分については、それを引用するという形で記載してございます。

引用した箇所についてですが、資料の1-1の8ページ及び9ページに戻っていただきまして、それぞれ文章赤枠及び青枠で囲った部分がございますが、こちらをそれぞれ、少しまた戻っていただきまして、3ページ及び5ページに赤枠、青枠でくくった記載箇所に既に記載があるものというふうに考えてございます。

こちら、1つ目の指摘事項の回答となります。

続いて、2つ目の指摘事項の回答の説明をいたします。

指摘事項といたしましては、圧縮減容装置の公衆被ばく評価について、影響がないとする根拠を数値を用いて説明すること。ということで、12ページで回答してございますが、こちらについては、廃止措置計画添付書類3に記載してございます。放射性気体廃棄物の放出による被ばくの評価方法をもとに、圧縮減容装置にある放射性気体廃棄物の年間放出量を評価してございます。

この評価結果によって、廃止措置計画における放射性気体廃棄物の放出管理目標値で管理可能であるということを確認してございます。

そちらの評価方法についてですが、P12の下にある式、こちらは廃止措置計画に記載されてございます、放射性気体廃棄物の放出の評価式でございますが、こちらを用いて評価してございます。

次のページをめくっていただきまして、これらの式の中で、まずA<sub>i</sub>、圧縮減容処理対象の各種iの放射能についてですが、こちらについては、年間処理予定ドラム缶本数を1,500本といたしまして、さらに、現在敦賀1号炉で保管しております廃棄物の実績から、ドラム缶1本当たりCo-60の平均放射能量を設定しまして、A<sub>i</sub>の値を定めてございます。

次に、F<sub>A</sub>、圧縮減容装置による流出の放射性物質の気中移行割合についてですが、こちらは圧縮減容処理と類似する作業であるコンクリートの機械的破砕時の気中移行割合を引用して設定してございます。

次に、r<sub>1</sub>といたしまして、汚染拡大防止囲いからの漏えい率といたしまして、圧縮減容 装置で設置する汚染拡大防止囲いというものは、一般的なグリーンハウスでございますの で、一般的なグリーンハウスの漏えい率を引用してございます。

その次に、D<sub>F1</sub>といたしまして、汚染拡大防止囲い局所フィルタからの捕集効率といた しまして、こちらは圧縮減容処理で設置する局所排風機は、HEPAフィルタを用いてござい ますので、HEPAフィルタの粉塵の除去効率を引用してございます。

次に、 $D_{F2}$ といたしまして、建屋フィルタの捕集効率ですが、今回導入を計画してございます圧縮減容装置については、建屋等解体期間まで使用することを考えてございまして、建屋等解体期間中においては、建屋フィルタが撤去されるということも考えられる場合もございますので、安全側に考えて、建屋フィルタを期待しないことという設定で計算してございます。その計算結果が、P13の赤枠で囲った $Q_1$ 、 $5.5 \times 10^4 Bq/y$ となってございます。

こちらの数値につきましては、廃止措置計画における建屋解体期間中の放出管理目標値、 3.9×10<sup>7</sup>Bq/yよりも十分小さいですので、現在の放出管理目標値内で管理できるというふうに確認してございます。

また、これらの放出によるCo-60以外の核種も含めた周辺公衆の実効線量影響を評価しましたところ、これの作業による一般公衆の実効線量は $2.8\times10^{-3}\,\mu$  Sv/yでして、こちら建屋解体期間における実効線量 $2.0\,\mu$  Sv/yに比べて、十分低いということも確認してございます。

2つ目の指摘事項についての回答は、以上のとおりとなります。

最後に、3つ目の指摘事項の回答について、P14以降で説明いたします。

指摘事項といたしまして、保安規定で定める新たな廃棄物の保管場所に関して、想定している場所と現在の状況、今後の予定、あと、保安規定に記載された保管本数の考え方を説明することということでご指摘頂いてございますので、そちらについて、現在の各状況、各場所の状況と保管容量を表にまとめてございます。

まず保管場所として想定している場所といたしましては、敦賀1号炉のタービン建屋1階の機械工作室と呼ばれていたエリア及びタービン建屋の3階となってございます。

それぞれの現状といたしまして、タービン建屋1階は、昨年度行われました機械工作室 エリア周辺機器解体工事が既に竣工しておりまして、こちら機器撤去が完了してございま す。

タービン建屋3階については、現在タービン建屋発電機解体工事を実施中でございまして、こちらについては、今月末、2020年3月中に竣工予定でございます。

それぞれの保安規定上の保管容量といたしましては、15ページ、16ページに示しますとおり、廃止措置計画上で示された線源想定の中で実際に機器解体が進んだエリアで廃棄物の保管ができる場所というところを確認しまして、実際に保管を想定している箱サイズで幾つ置けるかというところを確認・計算しまして、その個数を保安規定に記載しているものでございます。

その数がタービン建屋1階でドラム缶相当で660本、タービン建屋3階で2,880本相当となってございます。

今後の予定につきましてですが、今後、新たに廃棄物の保管場所として設定する場所に ついてですけど、廃止措置計画上は機器等の撤去を終えた区域を活用して、廃棄物の新た な保管場所を設定するとなってございまして、今後廃止措置期間中、全期間にわたって解 体工事の進捗に伴い、今回申請した場所以外にも新たに廃棄物の保管場所を設定する可能性はございますが、こちらについては、機器撤去を完了して、具体的な計画が定まった時点で、新たに改めて保安規定の変更認可申請をさせていただくものと考えてございます。 説明は以上のとおりとなります。

- ○山中委員 それでは、質疑に移ります。コメントございますか。
- ○立元係長 原子力規制庁の立元です。先ほど説明を飛ばされた資料1-2の比較表でまず確認をしたいんですけども、資料1-2の3ページ目、耐震性に関する説明書という項目があって、まず考え方として、本設備は法令上のクラス要求はないという説明をされているんですけども、これは一体何を言いたいのか、まず説明をお願いします。
- ○日本原電(堀) 日本原子力発電の堀でございます。こちらについては、今回、この廃止措置プラントで圧縮措置を導入するというところで、もともと技術基準上の適合の要求がないというところで、まず、冒頭で、本設備は法令上のクラス要求はないというところを述べさせていただいております。ただし、今回、御指摘事項の中でいわゆる運転中における許可・工認レベルの記載もしくは内容を記載せよということですので、今回、こちらの仮に運転中だったらどうなるのかというところを具体的に言うと、今説明ではCクラスになりますので、それに適応した記載を今回追記させていただくという説明でございます。以上です。
- ○立元係長 原子力規制庁の立元です。認識がちょっとこちらとずれている部分があるかと思っていて、廃止措置段階であろうと、必要であれば許可・工認を取るという手続は生じてくるので、ただ今回はもっぱら廃止措置に用いる装置ですというところで、許可・工認の手続と同等のレベルのものを廃止措置計画のほうで確認していきましょうという話をしているだけであって、別に法令上のクラス要求がないわけではなく、示していただいた耐震設計審査指針に基づくそのS、B、Cなりのクラス分けというのは生じてくるんですけど、そこを、今、耐震設計審査指針についても運転炉に対する要求を定めたというふうに言ってますけど、別にそれは廃止措置段階のものでも該当してくるので、そこの認識は改めていただけたということでよろしいですか。
- ○日本原電(中村) 日本原子力発電、中村でございます。今御指摘がございました件に つきまして、今、原子炉等規制法上においては技術基準に対する適合要求というのはない というふうに理解してございます。ただし、添付書類6に書いてある設備については、そ の技術基準に従わない場合は、その根拠を具体的に記載することというのを記載されてい

ます。今回、本設備は添付書類6相当ではないと考えておりますので、我々としては技術 基準要求はない、つまり耐震クラス要求はないということ考えてございます。法律上の明 確な要求は。

というものの、今、堀が申し上げましたとおり、先日御指摘いただきましたように、運転中と同等の確認をもって認可をいただくということでございますので、耐震クラスC相当の記載をさせていただいているということでございます。

という意味においては、我々としては、廃止措置段階においても、今回の記載は設置許可とか工認レベルに従った規制をさせていただいてるというふうに考えてございます。 以上です。

○立元係長 原子力規制庁の立元です。法令上、許可・工認をとるというのは、別に廃止措置段階でも変わるものではないので、必要に応じて取るというところは変わりません。ただ、廃止措置段階になると、技術基準の維持義務が外れるというところは同じ認識です。なので、最初の手続として、その許可・工認を取るというところは、繰り返しになりますが必要になりますので、今はそれを廃止措置計画のほうで確認をすると。なので、今、耐震クラス、Cクラス相当で申請書をつくってもらってると思うんですけど、なのでそのCクラスというのを明確にしていただきたい。Cクラスであるから、申請書のパワポの9ページ目ですか、その0.2Gに耐えうるというところにつなげてほしいんですけど、そこは可能ですか。

○日本原電(中村) 耐震クラスのこの記載については、今のお話しいただきましたとおり、Cクラス相当ということで0.2Gという記載をさせていただいてございます。このような記載にさせていただいたのは、先行のプラントを見させていただきまして、同じように何G相当という記載がございましたので、我々としては先行さんに見習って、何G相当という記載をさせていただいているものでございます。

以上です。

- ○立元係長 今の御回答としては、Cクラスというのをちゃんと明確にしていただけるという回答でよろしいんですか。
- ○日本原電(中村) もう一つはあの過去の先例で実績を見させていただいたんですけど も、相当としているプラントもございますが、御指摘内容はCクラスということの明記を してほしいということであると理解すればよろしいでしょうか。

- ○立元係長 規制庁の立元です。そのとおりです。
- ○日本原電(中村) わかりました。その方向での検討させていただきます。
- ○立元係長 規制庁の立元です。すみません、もう2点ほどあるんですけども、同じく資料1-2の比較表の中で、例えば1ページ目の主要寸法、今、約4,000、約2,000、約1,000mmという記載があって、一番右の運転炉実績にならった記載方法では、3,550、1,900、945という数字があるんですけど、この3,550、1,900、945という値はどこから来ているのかという。この4,000と3,550の数字の違いについて教えてください。
- 〇日本原電(大浦) 日本原子力発電の大浦です。この主要寸法の差につきましては、現時点でもまだ設計を進めているところなんですけども、現段階での寸法が3,550とか1,900と945と。これが設計の最終段階でございまして、若干変わる可能性がございますので、記載案としては約というのを付けさせていただいて、約4,000、約2,000、約1,000ということで記載させていただいております。

以上です。

- ○立元係長 規制庁の立元です。廃止措置計画上、やはり具体的に詳細な数値というのは使っていただきたいと思っているので、今の段階でその設計を進めている中で、その3,550なり1,900なり945という値を使うのであれば、約はそのまま残るのかもしれないですけど、約3,550だったり、約1,900だったりというのは設計に近い数字にしていただきたいんですけど。
- 〇日本原電(大浦) 日本原子力発電の大浦です。今のコメント、了解いたしました。現 段階の寸法をなるべく細かく書きますけども、約というのは付けさせていただいて、今回 の例で言いますと、約3,550ですとか、そういった記載で検討させていただきます。
- ○立元係長 規制庁の立元です。寸法とあと原動機の出力ですか、2ページ目のほうになりますけど、37kwというのを設計で考えられているのであれば、そこも同じく修正をお願いします。

最後、3点目なんですけど、今このように資料1-2で考え方をまとめていただいてはいる んですけど、審査の中で審査資料として、補足資料なりまとめ資料なりというところを残 していきたい部分ではあるので、今この表でまとめておられるような内容を、補足資料と してまとめた上で提出をお願いします。

- ○日本原電(中村) 日本原電の中村です。補足資料の提出、了解いたしました。
- ○山中委員 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

何か事業者のほう、ございますか。よろしいですか。

それでは、これで議題1を終了したいと思います。

ここで出席者の入れ替えを行いますので、10分程度中断をいたします。午後14時から再 開とします。

(休憩)

○山中委員 再開します。

次の議題は、議題2、日本原子力発電株式会社東海発電所の廃止措置計画変更認可申請 についてです。

それでは、資料に基づき説明を始めてください。

○日本原電(坪倉) 日本原子力発電の坪倉でございます。それでは、資料2に基づいて 御説明させていただきたいと思います。

この資料につきましては、前回の審査会合時の指摘事項を踏まえてリバイスした形になってございます。本日の主な説明箇所については、ページに赤枠を付けてございます。

それでは御説明させていただきます。

前回の指摘事項につきましては、大きく3つございまして、順番に御説明させていただ きたいと思います。

まず1つ目でございますが、東海発電所の取水路及び放水路につきましては、もともと 非管理区域の構造物であるということで、解体撤去しなくても、ということで、東海発電 所の廃止措置対象施設のまま、解体対象施設から除外するという考え方もあるというよう な御指摘をいただきました。

弊社のほうで検討をしまして、その考え方に沿った形で今回修正してございます。

1ページを御覧いただきたいんですけども、こちらについては、もともと絵のところを御覧いただきたいんですけれども、これは東海発電所の廃止措置対象施設なんですけども、当初、前回につきましては、このオレンジ色にハッチングしてある部分と茶色でハッチングしてある部分、こちらを廃止措置対象施設から外して、東海第二発電所で管理するという形で申請申し上げました。

その後、そのコメントを踏まえまして、こちらは東海発電所廃止措置対象施設のまま、 解体対象施設から外すという形で変更してまいりました。

まず、こちらの自主対応としての閉塞部と、工認対象とした閉塞部についての御説明をさせていただきます。

ページで申し上げますと、5ページを御覧いただけますでしょうか。

左側にポンチ絵がございまして、平面位置図ということで、区間1が東海第二発電所で 工認で御説明したものでございます。

閉塞区間②につきましては、自主的に閉塞するという工事でございます。

右側に説明をつけておりますが、まず閉塞区間①につきましては、東海発電所取水路及び放水路について当該経路から津波が流入する可能性を考慮しまして、東海第二発電所の浸水対策として流動化処理土による閉塞を行うというもので、工事計画認可申請のほうで説明させていただいたものでございます。

区間②につきましては、この工認で説明させていただいた閉塞区間①よりさらに西側の 区域に相当いたしますが、防潮堤の評価におきましては、保守的に液状化する地盤を想定 していたということで、こちらので東海発電所の取水路及び放水路の存在自体が安全性に 影響することはないんですけれども、より安全性を確保するために、自主的に閉塞を行う と考えているところでございます。

ちょっと戻っていただきまして、1ページでございます。図のところを見ていただきたいんですけれども、こちらのオレンジ色にハッチングしてあります自主対応としての閉塞区間、こちらについては解体対象施設から除外するとともに、東海発電所で管理する区間ということで考えております。茶色でハッチングしてある部分につきましては、工認対象とした閉塞部でございますが、こちらも解体対象施設から除外する部分でございまして、こちらにつきましては、東海第二発電所のほうで管理するという形で考えてございます。

具体的な管理の方法なんですけども、2ページ目を御覧いただきたいと思います。

2ページ目で、閉塞区間の管理について御説明しております。ちょっと読ませていただきますと、東海第二発電所での工認対象とした東海発電所の取水路及び放水路の閉塞区間につきましては、東海第二発電所で工事管理の実施、工事後につきましては閉塞区間を保全対象として管理していきます。

なお、自主的に工事を行う閉塞区間につきましては、東海発電所で工事管理及び保全管理を実施するということで考えております。

具体的な管理内容でございますが、まず、工事管理につきましては、東海発電所取水路 及び放水路に係る閉塞工事の管理を行うということで、具体的には社内規程に基づく設計、 発注、工事、試験、検査、不適合管理等を実施していきます。

右側には、主な社内規程ということで、設計管理要項ですとか調達管理要項、こういっ

た社内規定がございますので、こちらを適応していくという形になります。

あと、保全管理につきましては、閉塞した後でございますけれども、保全対象として引き続き管理していくという形になります。

具体的に実施する内容としましては、閉塞区間の埋設位置などを示す図書の管理です とか、あと閉塞区間を保全対象範囲に選定して保全計画を策定していくということで、こ ちらにつきましては、保守管理業務要項を主な社内規程として挙げております。

許認可上の閉塞区間の整備につきましては、次の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

こちらの表としてましては、まず東海発電所と東海第二発電所で分けてそれぞれの許認 可上の書面関係につきまして、位置づけ等を整理してございます。

まずは設置変更許可申請書でございますが、閉塞区間につきましては、東海発電所としては特に記載等ございません。同じく工事計画認可申請も同様でございます。

東海第二発電所におきましては、閉塞区間の記載がございます。ただし、実際の範囲に ついては、そこでは御説明してない内容でございます。

あと、東海発電所につきましては、廃止措置計画認可申請書を出しておりまして、今回の変更で、まず、廃止措置対象施設は変わらずに、解体対象施設から除くという形で変更 したいと思っております。

それとあと、当該部位につきましては、解体対象施設から除くという形でございます。 それから、あと、閉塞しますので、維持管理設備からも対象外という形の変更となります。

それから、保安規定につきまして、東海発電所につきましては、閉塞区間につきましては、保安規定と紐づきました社内規程に基づきまして、従前どおり管理するという形になります。

一方、東海第二発電所につきましては、保安規定と紐づく社内規程に基づきまして、工 認対象とした閉塞区間を東海第二発電所で設備登録することで保全対象という形になりま す。

それから、施設が設置されてる場所でございますけども、自主閉塞の区間については、 東海発電所の敷地になってございます。

それから、東海第二発電所のほうですけれども、こちらについては、東海発電所の敷地 と東海第二発電所の敷地が重複している箇所に該当いたします。 区点については、ページが飛びますけども、参考の2のところで図面をつけてございま す。17ページでございます。

こちら、ブルーの破線で敷地境界を書いたもので、真ん中が黄色で塗られている部分に つきましては、東海第二発電所の敷地でございます。

一方、赤枠とブルーでハッチングしているところが、こちらが東海発電所の敷地でございます。東海第二発電所につきましては、新規制基準の適合性審査の中で、敷地を追加していきまして、一部、東海発電所と重複した箇所がございます。

こちらの絵は、東海第二発電所の設置変更許可申請書に付けております敷地の図でございますので、東海発電所の取水路については明確な記載ございませんが、場所としましては、東海発電所の原子炉建屋と、東海第二発電所の防潮堤の間ぐらいにかかります、このブルーのハッチングのエリアに相当いたしまして、こちらについては東海発電所単独の敷地となります。

一方、東海第二発電所の工認対象としましては、閉塞部につきましては、ちょうどこの 防潮堤の真下に来る位置にございまして、こちらは東海第二発電所と東海発電所の敷地が ちょうど重複した場所でございまして、東海発電所の敷地でもあり、東海第二発電所の敷 地でもあるということで、東海第二発電所で管理しても、敷地上の不整合は生じないと考 えてございます。

そうしましたら、また戻っていただきまして、下に矢印でまとめで書いておりますけど も、3ページの一番下のところのポツ2つでございます。

まず上のポツでございますけども、東海第二発電所では、津波浸水対策等を目的として 工認対象としたと、取水路及び放水路の閉塞工事を行い、工事後は閉塞区間を保全管理し、 敷地内の埋設部の一つとして取り扱うということで考えております。

それと、こういった考え方を踏まえまして、自主的に工事を行う閉塞区間につきましては、東海発電所にて閉塞工事を行い、工事後は東海発電所の敷地内埋設物の一つとして取り扱いを従前のとおり管理していくというふうに記載してございます。

それと、こういった変更を考えておりますということと、それから、6ページでございます。今のような考え方を踏まえて、当初申請で申請いたしました内容を補正させていただきたいというふうに考えております。

こちら、11月にしました当初申請は、閉塞部については、廃止措置対象施設から除外という形だったんですけども、それを見直し案のほうについては、解体対象施設から一部除

外するという形で見直したいということでございます。

当初申請のもともと本文4につきましては、こちらの解体対象施設の除外という形の変更をかけようとしておりましたが、見直し案では、こちらを当初申請前と同じ状況に戻したいと考えております。

それから本文5につきましては、今回解体対象施設の記載を追記させていただきたいと 思います。これについては、次のページで後ほど御説明させていただきます。

それと、本文5の図の5-2を今回新たに追加いたしまして、解体対象施設がどこであるかというのを見させていただきたいと思います。

それから、もともと当初申請の図の5-2でございましたが、こちら図を追加したという ことで、図版を繰り下げて、当初申請の形に戻したいというふうに考えております。

それから、添付書類の2につきましても、こちらも廃止措置対象施設の図を示した絵で ございますが、こちらも当初申請前に戻したいと考えております。

それから、添付書類6、これにつきましては、維持設備の表でございますけども、今回は閉塞範囲の示す、一部閉塞した部分を除くというところは変わらないんですけども、閉塞する理由につきまして、具体的に工認対象と自主対象に分けて明記させていただくという形の変更を取りたいと思います。

それから、先ほどの後ほど説明させていただきますと申し上げたものが7ページでございます。

こちら、当初申請、これは11月に申請したものに対する差分を示したものでございます。 まず、最初のところの段落ですけども、こちらについては、解体対象施設を除外する 範囲を記載してるところに、この取水路及び放水路を一部という記載を追記させていただ きたいと考えております。

追記の内容は、赤字で示しておりますとおり、汚染のない建屋、地下部及び基礎並びに 取水路、放水路の一部は除くという形で変更したいと思います。

それと同時に、解体対象施設の図を新たな図版を追加しまして、こちらで分かるような 形にしたいと思います。

それと、あとは審査会合のコメントで、あと2点いただきましたコメントでございますけども、今回の変更に至った理由として、閉塞するため除外するという記載にしていたんですけれども、理由を明らかにすることというコメントをいただきまして、この辺の備考に書いてありますとおり、東海第二発電所の津波浸水対策として、取水路・放水路の一部

を閉塞することから、自主対応として閉塞する区間をあわせて、当該部分を解体対象施設 から除外するため。という形で、具体的に書き加えさせていただきました。

それと、もう一つのコメントが、ちょうどなお書きの真ん中に赤で書かれておりますけども、前回はこちらは東海第二発電所のために実施するものを含むという形で申請させていただきましたが、御指摘で、これですと、他事業所の工事もここに含まれるというような御指摘をいただきました。社内で実際検討いたしまして、御指摘のとおり、東海第二発電所のために実施するものに限るという形で修正させていただきたいと考えております。

修正個所は以上でございます。

○山中委員 御説明は以上でございますか。

それでは、質疑に移ります。質問、コメントございますか。よろしいですか。

何か事業者のほうからございますか。よろしいですか。

それでは、以上で審議終了したいと思います。

審議が一通り終わりましたので、以上をもちまして、本会合を終了いたします。

今後の会合の予定については、時期は未定ですが、準備が整い次第、会合を開催したい と考えております。